



# 保険・医療・年金・労働

## 国民健康保険

### 国民健康保険とは

問 市市民課 ☎62-2111

国民健康保険(以下、国保)は、病気やけがをしたとき安心して医療が受けられるように、みんなでお金を出し合い、助け合う制度です。医療費は皆さんが納めた国保税と国などからの補助金で賄われています。

#### 加入対象者

職場の健康保険、各種共済組合等に加入している人とその家族や生活保護受給者以外のすべての人は国保の加入者となります。

### 届出

問 市市民課 ☎62-2111

● 国保の届出には下記の書類が必要です。国保にはいる、もしくははやめるときは14日以内に届出を!!

- 届出する人の本人確認書類(写真付き1点もしくは写真なし2点)
- 印鑑(みとめ印)

区分	こんな時は手続きを	上記の他に手続きに必要なもの
国保にはいるとき	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなったことがわかる証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	職場の健康保険に加入したとき	国保の被保険者証と職場の被保険者証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保の被保険者証と職場の被保険者証
その他	被保険者証等を紛失したとき	世帯主と申請者の本人確認書類(写真付き1点もしくは写真なし2点)とマイナンバーが確認できるもの、届出人が別世帯の場合は委任状
	限度額認定証が必要なとき	
	交通事故で国保を使うとき	被保険者証、第三者行為による被害届(詳しくは担当まで電話連絡をお願いします)

### 主な給付

問 市市民課 ☎62-2111

項目	内容
出産育児一時金支給	国保加入者が出産したとき50万円を支給します。 ※産科医療補償制度に加入している医療機関などで出産した場合
葬祭費支給	国保加入者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し3万円を支給します。
高額療養費	同じ月内の医療費で限度額を超えた額を支給します。対象となる人には、別途ご案内します。
高額介護合算療養費	1年間にかかった医療費と介護サービス費を合計し、限度額を超えた額を支給します。対象者には、別途ご案内します。
療養費	被保険者証を持たずに病院で受診したときや医師が必要と認めた補装具を作ったときなどに、一部負担金を除いた額を支給します。



## ▶ 後期高齢者医療制度

制度の運営は、岩手県内のすべての市町村が加入する「岩手県後期高齢者医療広域連合」が行い、市町村と事務を役割分担して実施しています。市では申請や届出の受付、保険料の徴収などの事務を行います。

### 加入者

問 市市民課 ☎62-2111

75歳の誕生日から、すべての人が国民健康保険や健康保険組合などの資格を喪失し、後期高齢者医療制度に加入することになります。

また、一定の障がいのある65歳以上75歳未満の人は、申請により認定を受けると加入することができます。

### 被保険者証

問 市市民課 ☎62-2111

- 被保険者になると、一人に1枚、被保険者証が交付されます。
- 自己負担割合は、かかった医療費の1割・2割・3割のいずれかです。

### 保険料

問 市市民課 ☎62-2111

保険料は、被保険者一人ひとり全員に納めていただきます。

保険料額は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額となり、毎年7月に年度の保険料を決定し通知します。

保険料の納付方法は、原則、特別徴収(年金からの天引き)となり、年金からの天引きができない人は普通徴収(口座引き落としまたは納付書)となります。

### 給付の種類

問 市市民課 ☎62-2111

#### ● 高額療養費の支給

同月内の医療費の自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として払い戻されます。

#### ● 療養費

緊急時などやむを得ない事情で医療費を全額支払ったときやコルセットなど治療用装具を作製したときなどは、申請によりかかった費用の一部が支給されます。

#### ● 高額介護合算療養費の支給

同一世帯の被保険者において、1年間(毎年8月～翌年7月)の医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が基準額を超えた場合、申請により超えた分が払い戻されます。

#### ● 葬祭費

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った人に対して3万円が支給されます。

### 届出

問 市市民課 ☎62-2111

区分	こんなときは手続きを	手続きに必要なもの
加入	他の市町村から転入したとき	負担区分等証明書(県外から転入された場合)
	障害認定を受けるとき(65歳以上)	健康保険証、障害の程度が確認できるもの(身体障害者手帳等)
	生活保護が廃止されたとき	生活保護廃止決定通知書
脱退	他の市町村へ転出するとき	被保険者証
	生活保護が開始されたとき	被保険者証、生活保護決定通知書
	死亡したとき	被保険者証
その他	市内で転居したとき	被保険者証
	被保険者証を紛失したとき	本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)



保険・医療・年金・労働



## 医療費給付制度

この制度は、市民の皆さんが適切に医療を受け、健康で安定した生活を送れるように、医療費の一部を給付するものです。

### 給付の種類と対象者

問 市市民課 ☎62-2111

遠野市に住民登録をしている人が対象です。4歳に達する月末日までの人、もしくは妊産婦以外の区分に、所得制限があります。詳しくは、問い合わせください。

区分	対象となる人
乳幼児	●生まれた日から満6歳に達する日以降の最初の3月31日まで(小学校就学前まで)の子ども
妊産婦	●妊娠5カ月に達する日の属する月の初日から出産した月の翌月末までの人
重度心身障害者	●身体障害者手帳1・2級、障害基礎年金1級、特別児童扶養手当1級、療育手帳Aのいずれかに該当している人
ひとり親家庭	●未婚の人、配偶者と死別または離別した人、配偶者に一定の障がいがある人のいずれかに該当し、18歳未満の児童を養育している父母およびその子ども
小学生・中学生・高校生	●小学生、中学生、および高校生年齢帯の子ども
身体障害者3級	●身体障害者手帳3級に該当している人
寡婦	●かつてひとり親家庭であり、子が18歳に達した以後も婚姻していない69歳までの女性



### 福祉医療資金貸付制度

問 市市民課 ☎62-2111

医療費給付の受給者が、入院などで高額になった医療費の支払いが困難なとき、通常給付される額を限度に、あらかじめ資金の提供を受けることができる制度です。なお、支払前の申請と審査が必要です。



## ▶ 児童手当

児童を養育している家庭などの生活の安定に寄与すること、および次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、中学校修了までの児童の保護者などに児童手当の支給を行います。

### 届出は忘れずに

問 市市民課 ☎62-2111

届出が遅れると、遅れた月分の児童手当を受給できなくなりますので、異動日の翌日から15日以内に申請してください。また、里帰り出産などのために他市町村で出生届を提出した場合も、遠野市で申請が必要となります(申請は請求者の住所地でしか行えません)。

なお、公務員は勤務先から支給されますので、市の窓口ではなく勤務先への届出が必要です。

### 支給額

問 市市民課 ☎62-2111

支給額 (月額)	● 0～3歳未満(一律)	15,000円
	● 3歳～小学校修了前(第1子、第2子)	10,000円
	● 3歳～小学校修了前(第3子以降)	15,000円
	● 中学生(一律)	10,000円
支給時期	2月、6月、10月の年3回	

※児童の保護者等の所得が、所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合は、特別給付として5,000円を支給します。

## ▶ 交通災害共済

交通災害共済はみんなで掛金を出し合い、交通事故でケガや死亡したときに見舞金が支払われる相互扶助制度です。

### 加入できる人

問 市市民課 ☎62-2111

- 遠野市に住居登録している人
- 遠野市外に住所を移しているが、遠野市に住んでいる家族と生計を同じくしている学生や就労者

### 申込方法など

問 市市民課 ☎62-2111

#### 申込書

毎年6月に全戸配布する申込書をお使いください。申込書は、市内の金融機関にも設置しています

#### 申込期間・申し込み先

6月1日～9月30日／市内金融機関  
10月1日以降／市市民課

共済期間 8月1日～翌7月31日

掛金 年額1人400円

※途中加入もできます。その場合の共済期間は、加入日の翌日からとなります

### 見舞金の額

問 市市民課 ☎62-2111

交通災害の程度	共済見舞金額
死亡	1,100,000円
障がいが残った場合(自動車損害賠償保障法施行令における第1級、第2級の後遺障害または身体障害者福祉法施行規則における1級の身体障害)	1,100,000円
入院(1日につき)	2,000円
通院(1日につき)	1,000円

※傷病に係る共済見舞金の額が20,000円に満たない場合は20,000円、300,000円を超える場合は300,000円が支払われます。

### 見舞金の請求

問 市市民課 ☎62-2111

見舞金を請求できる期間は、事故にあった日から2年以内です。詳しくは、問い合わせください。





## 国民年金

### 国民年金の制度・加入者

問 市市民課 ☎62-2111

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、原則として国民年金に加入することになります。

#### 国民年金の加入者(被保険者)は次の3種類に分けられます。

- 第1号被保険者…自営業・農林漁業・学生・無職の人とその配偶者
- 第2号被保険者…会社員、公務員など厚生年金に加入している人
- 第3号被保険者…会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

#### 次のような人は、希望により国民年金に加入できます(任意加入被保険者)。

- 海外に住所のある20歳以上65歳未満の日本人
- 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人で、満額の老齢基礎年金が不足する人
- 日本国内に住所のある60歳以上75歳未満で、受給資格に満たない人(ただし65歳以上は受給資格ができるまで)

年金手帳

日本年金機構

### こんなときは届出を

こんなとき	どうする	必要な物
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする(被扶養者配偶者も同様)	● 退職日の分かるもの(健康保険資格喪失証明書等)
結婚や退職などにより配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更手続きをする	配偶者の勤務先での手続きになります 勤務先に確認してください
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	● 基礎年金番号またはマイナンバーが分かるもの ● 退職日の分かるもの(健康保険資格喪失証明書等)
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	厚生年金加入中の人は、勤務先での手続きになります
保険料を納めるのが困難なとき	保険料免除または納付猶予の申請をする	● 基礎年金番号またはマイナンバーが分かるもの ● 学生の場合は学生証の写し、または在学証明書 ● 失業中の場合は離職票、または雇用保険受給者証

※必ず本人確認書類(顔写真付きのものは1つ、顔写真なしのものは2つ)をお持ちください。



保  
険  
・  
医  
療  
・  
年  
金  
・  
労  
働

### 出稼ぎ互助会加入手続き

問 市商工労働課 ☎62-2111  
宮守総合支所 ☎67-2111

就労中の事故や病気など万一に備えて、出稼ぎ前に出稼ぎ互助会の加入手続きをし、「出稼労働者手帳」の交付を受けましょう。加入手続きは、市商工労働課または宮守総合支所で受け付けています。

- 1カ月以上1年未満の出稼ぎをする人
  - 会費は、1年分1人1,200円です。
- ※有効期限は、加入の日から1年間です。

#### 給付金額

死亡見舞金	500,000円
傷病見舞金	30,000円～100,000円
重度障害見舞金	300,000円
火災見舞金	200,000円
治療証明書交付手数料	2,000円
遺族旅費	8,000円～30,000円
賃金立替金	70,000円限度

### 奨学金返還支援補助金

市内事業所に就業(常用雇用)している方を対象に奨学金返還支援補助金を交付します。

補助金額 奨学金の返還額×1/2(千円未満切捨)  
上限12,000円/1か月  
(令和5年度現在)

<問い合わせ>

市商工労働課 ☎62-2111